

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 2月26日
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 出川 昌人
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号
【事務連絡者氏名】	加藤 淳一郎
【電話番号】	03 - 6703 - 4935
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	みずほインデックス投資戦略ファンド (愛称：i パズル)
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	当初申込期間： 500億円を上限とします。 継続申込期間： 5兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年5月2日付をもって提出した有価証券届出書の内容の一部に変更がありましたので、関係事項を下記の通り訂正するものであります。

2【訂正の内容】

第一部【証券情報】

（４）【発行（売出）価格】

<訂正前>

当初申込期間：１口当り１円

継続申込期間：購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03 - 6703 - 4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

<訂正後>

当初申込期間：１口当り１円

継続申込期間：購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03 - 6703 - 4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

（５）【申込手数料】

<訂正前>

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は１口当たり１円）の1.08%^{*}（税抜1.00%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています（以下同じ。）。

* 消費税率が10%になった場合は、1.1%となります。

分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の２つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

<訂正後>

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は１口当たり１円）の1.08%（税抜1.00%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています（以下同じ。）。

分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の２つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

（８）【申込取扱場所】

<訂正前>

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03 - 6703 - 4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

<訂正後>

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03 - 6703 - 4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（2）【ファンドの沿革】

<訂正前>

平成26年5月28日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始（予定）

<訂正後>

平成26年5月28日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

<委託会社の概況>

<訂正前>

平成26年3月末現在の委託会社の概況は、以下の通りです。

a．資本金 2,435百万円

b．（省略）

c．（省略）

<訂正後>

<委託会社の概況>

平成26年11月末現在の委託会社の概況は、以下の通りです。

a．資本金 2,435百万円

b．（省略）

c．（省略）

2【投資方針】

(1)【投資方針】

各マザーファンドの投資態度

(省略)

「各マザーファンド共通」

<訂正前>

- a. ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ。
(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.) に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

- b. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

<訂正後>

- a. ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ。
(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.) に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

- b. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

— 委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い又は行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規定により管理します。

(2)【投資対象】

<訂正前>

当ファンドの投資対象

a. (省略)

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主として別に定めるマザーファンド(特定の市場の値動きに連動する運用成果を目指すマザーファンド)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

(a)~(e)(省略)

(f)特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

(g)~(v)(省略)

なお、(a)の証券または証書、(f)ならびに(g)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(f)ならびに(g)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するもの、および(n)のうち投資法人債

券を以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券（投資法人債券を除く）を以下「投資信託証券」といいます。

c.（省略）

マザーファンドの投資対象

「各マザーファンド共通」

a.（省略）

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(a)～(e)（省略）

(f) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

(g)～(v)（省略）

なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するもの、および(n)のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券（投資法人債券を除く）を以下「投資信託証券」といいます。

c.（省略）

<訂正後>

当ファンドの投資対象

a.（省略）

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主として別に定めるマザーファンド（特定の市場の値動きに連動する運用成果を目指すマザーファンド）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(a)～(e)（省略）

(f) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

(g)～(v)（省略）

なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するもの、および(n)のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券（投資法人債券を除く）を以下「投資信託証券」といいます。

c.（省略）

マザーファンドの投資対象

「各マザーファンド共通」

a.（省略）

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(a)～(e)（省略）

(f) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

(g)～(v)（省略）

なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するもの、および(n)のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券（投資法人債券を除く）を以下「投資信託証券」といいます。

c.（省略）

(3) 【運用体制】

ブラックロック・グループ

<訂正前>

ブラックロック・グループは、運用資産残高約4.4兆ドル^{*}（約453兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

* 2014年3月末現在。（円換算レートは1ドル＝102.985円を使用）

<訂正後>

ブラックロック・グループは、運用資産残高約4.52兆ドル^{*}（約496兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

* 2014年9月末現在。（円換算レートは1ドル＝109.695円を使用）

(4) 【分配方針】

収益の分配

< 訂正前 >

- a . 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。
- (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）、信託報酬（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加算した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- b . （省略）

< 訂正後 >

- a . 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。
- (a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）、信託報酬（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加算した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- b . （省略）

（ 5 ）【投資制限】

当ファンドの約款で定める投資制限

< 訂正前 >

- a . 投資する株式等の範囲
- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b . ~ r . （省略）

< 訂正後 >

a . 投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b . ~ r . （省略）

s . デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

各マザーファンドの約款で定める投資制限

「各マザーファンド共通（ただし、特に記載のある場合を除きます。）」

< 訂正前 >

a . ~ r . （省略）

< 訂正後 >

a . ~ r . （省略）

s . デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

投信法等関係法令で定める投資制限

< 訂正前 >

a . デリバティブ取引の制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとする。

b . 同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の(a)の数が(b)の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(a) 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(b) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

< 訂正後 >

同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の(a)の数が(b)の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(a) 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(b) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

<訂正後>

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

基準価額の変動要因

a. 資産配分リスク

内外の株式、債券、不動産投資信託証券または商品等の市場に機動的に投資するアプローチを取ります。したがって、投資対象資産の配分比率は機動的に変動します。一定の固定された比率で投資する場合と比べ、この資産配分比率の機動的な変動は当ファンドの収益の源泉となる場合がある一方、収益率が低い資産への配分が比較的大きい場合もしくは収益率の高い資産への配分が比較的小さい場合、収益性を悪化させる要因となります。

b. 株価変動リスク

株式に投資します。したがって、経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c. 金利変動リスク

債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d. 信用リスク

債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

e. 低格付債券への投資リスク

信用格付が低い、または格付されていない公社債にも投資します。これらの種類の公社債はより高い利回りを提供する可能性があるものの、格付が比較的高い公社債に比べてより投機的であり、価格がより大幅に変動したり、債券投資の元本回収や金利収入が不確実になるリスクも大きくなり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

f. 為替変動リスク

外貨建資産に投資を行います。円ベースでの収益の確保を目指して為替ヘッジを行う場合がありますが、投資対象資産および投資対象資産から生じる収益の全てを完全にヘッジすること

はできません。またヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジ・コストがかかりま
す。為替ヘッジを行わない部分については、為替差損が生じることがあります。したがって、
為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

g. カントリー・リスク

海外の有価証券に投資をします。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因に
より、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与え
ます。

エマージング（新興国）市場の発行体が発行する有価証券に投資する場合、主として先進国
市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因に伴
い、より大幅な有価証券の価格変動または流動性の低下が考えられ、それに伴い当ファンドの
運用成果に影響を与えます。

h. 流動性リスク

有価証券等の購入および売却に際して、市場に十分な流動性がない場合、市況動向等によっ
ては意図した取引が成立しない場合や意図した価格より不利な取引を余儀なくされる可能性が
あります。この場合、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

i. 不動産投資信託証券への投資リスク

不動産投資信託証券に投資します。不動産投資信託証券は、保有不動産の評価額等の状況、
市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により価格が変動します。また、不動産投資
信託証券を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入も
しくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。加えて、不動産投資信託証券の
運営上のリスクの影響（当該不動産投資信託証券の上場廃止等）を受けることが想定されま
す。このような事態が生じた場合には、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

j. インフレ連動債への投資リスク

インフレ連動債に投資します。一般的にインフレ連動債の元本および利払い額は、物価水準
に連動しており、各国の物価上昇時に上昇し、物価下落時に下落する傾向があり、物価動向が
当ファンドの運用成果に影響を与えます。

k. 商品市場および金への投資リスク

商品指数および金現物に投資します。商品指数は各種商品の価格動向に伴い変動します。商
品および金現物の価格は、それらの需給関係や為替、金利、天候、景気、技術進歩、貿易動
向、政治的・経済的事由、政策、戦争・テロの発生、市場の流動性の低下、投機資金の影響、
政府の規制・介入等の影響を受け、大幅に変動する場合があります。また、商品市場への投資
は実質的に商品先物取引を活用して行います。

l. デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手
法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替
等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結
果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取

引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

ファンド運営上のリスク

a．上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券(上場投資信託証券)を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。この場合には当ファンドの運用成果に影響を与えることがあります。

b．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。

また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付を取り消す場合があります。

c．ファンドの繰上償還

当ファンドは、換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でファンドを償還させる場合があります。

d．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

e．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のこと、投資者毎に異なります。

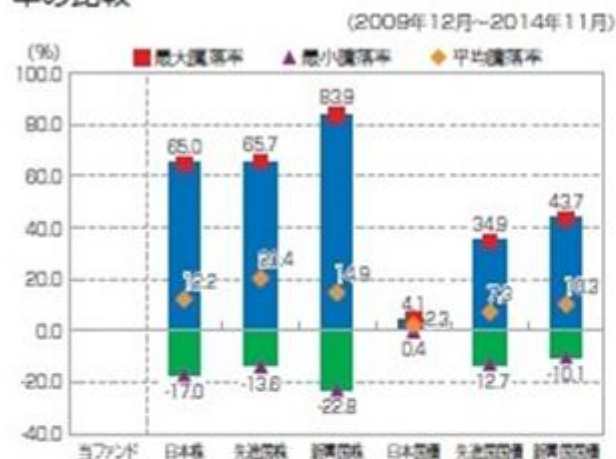
(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、2009年12月～2014年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドの設定日は2014年5月28日であり、設定後1年を経過していないため、当ファンドの年間騰落率は表示しておりません。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

- 日本株…………… 東証株価指数(配当込み)
- 先進国株………… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株………… MSCIエマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債………… NOMURA-BPI国債
- 先進国国債………… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国国債………… J.P.モルガン・ガバナメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・レディバース・シファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※上記グラフは、2009年12月～2014年11月の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。なお、当ファンドは設定日が2014年5月28日のため、分配金再投資基準価額については2014年5月末から表示しており、年間騰落率については設定後1年を経過していないため表示しておりません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、シティグループインデックスLLCが公表する、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを指数化したものです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他の一切の権利は、シティグループインデックスLLCに帰属します。

J.P.モルガン・ガバナメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・レディバース・シファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

<訂正後>

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）の1.08%（税抜1.00%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号： 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス： www.blackrock.com/jp/

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています（以下同じ。）。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の2つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(3)【信託報酬等】

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

<訂正後>

信託報酬の総額

ファンドの実質的な信託報酬（a + b）は、信託財産の純資産総額に対して年0.8964%～0.9814%（税抜0.830%～0.915%）程度となります。

実質的な運用管理費用の範囲は目安であり、実質的に投資する有価証券の投資比率や報酬率により変動します。

a. 当ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.8964%（税抜0.83%）以内の率を乗じて得た額とします。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.4320%以内 （税抜0.40%以内）	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.4320% （税抜0.40%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.0324% （税抜0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

運用管理費用（信託報酬）の料率は、毎月の運用状況（マザーファンドを通して投資する上場投資信託の投資比率および報酬率）に応じて、約款に規定される所定の方法により決定されます。詳しい計算方法は、約款をご参照ください。

b. マザーファンドを通じた上場投資信託への投資に伴い間接的に負担する報酬等

マザーファンド（市場を代表する指数に連動する運用成果を目指す有価証券を主要な投資対象とするもの）を通じて上場投資信託証券へ投資する場合、当該組入上場投資信託証券の報酬等がかかりますが、負担する報酬相当額等は、当該マザーファンドの組入比率に応じて、ファンドの純資産総額に対して年0.000%～0.085%程度となる見込みです。

信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

<訂正後>

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

下記の諸費用（以下「諸費用」といいます。）は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
6. 公告に係る費用
7. 他の信託との併合および信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、年0.108%（税抜0.10%）を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物取引、オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管費用^{*}等について信託財産中から、その都度、支弁されます。

^{*} 海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

上場投資信託証券へ投資する場合に負担する報酬相当額等は、組入銘柄および組入比率が固定されていないため、事前に料率を表示することはできません。

上場投資信託証券へ投資する場合は、当該上場投資信託証券に係る保管報酬、事務処理に要する諸費用等が当該上場投資信託証券から支払われます。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）へ投資する場合は、当該投資信託証券に係る運用報酬、保管報酬、事務処理に要する諸費用等が別途投資対象ファンドから支払われます。（なお、運用報酬は委託会社の報酬から支払われる場合があります。）

有価証券の貸付を行った場合はその都度、ファンドの収益となる品貸料の2分の1（100分の50）相当額が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。

5【運用状況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」は、以下の通りに更新されます。

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】

(平成26年11月末現在)

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	28,798,603	3.02
内 ルクセンブルグ	28,798,603	3.02
親投資信託受益証券	867,311,362	90.89
内 日本	867,311,362	90.89
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	58,135,006	6.09
純資産総額	954,244,971	100.00

(2)【投資資産】

(平成26年11月末現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ブラックロック先進国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	280,538,376	1.2518	351,181,320	1.4254	399,879,401	41.91
2	ブラックロック先進国債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	252,777,327	1.1368	287,363,220	1.2560	317,488,322	33.27
3	ブラックロック国内株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	37,700,569	1.2043	45,404,890	1.2761	48,109,696	5.04
4	ブラックロック新興国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	34,228,419	1.1949	40,902,093	1.3150	45,010,370	4.72
5	ブラックロック国内債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	36,999,033	1.0308	38,139,224	1.0380	38,404,996	4.02
6	BGIS Emerging Market Local currency Bond Index Portfolio Class F	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	2,425	11,089.39	26,900,000	11,872.08	28,798,603	3.02
7	ブラックロック国内リート・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	14,440,280	1.1474	16,569,223	1.2755	18,418,577	1.93

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	3.02

親投資信託受益証券	90.89
合計	93.91

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年11月末現在、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
平成26年5月末現在	61,881,687	-	1.0008	-
平成26年6月末現在	225,328,769	-	1.0122	-
平成26年7月末現在	318,374,837	-	1.0241	-
平成26年8月末現在	435,285,810	-	1.0341	-
平成26年9月末現在	618,851,921	-	1.0489	-
平成26年10月末現在	712,760,465	-	1.0465	-
平成26年11月末現在	954,244,971	-	1.1151	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
平成26年5月28日～ 平成26年11月27日	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
平成26年5月28日～ 平成26年11月27日	11.1

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額から設定時(設定日：平成26年5月28日)の基準価額を控除した額を、設定時基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
平成26年5月28日～ 平成26年11月27日	820,308,856	19,163,031	801,145,825

(注) 設定口数には当初設定口数を含みます。

(参考情報)

「ブラックロック国内債券インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況(平成26年11月末現在)

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
国債証券	301,308,120	98.41
内 日本	301,308,120	98.41
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	4,856,810	1.59
純資産総額	306,164,930	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産(平成26年11月末現在)

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率(%)	種類	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	107 5年国債	日本	2017/12/20	0.200000	国債証券	14,000,000	100.36	14,051,660	100.56	14,078,820	4.60
2	120 5年国債	日本	2019/9/20	0.200000	国債証券	13,000,000	100.27	13,035,800	100.47	13,062,010	4.27
3	344 2年国債	日本	2016/9/15	0.100000	国債証券	13,000,000	100.07	13,009,950	100.16	13,021,970	4.25
4	313 10年国債	日本	2021/3/20	1.300000	国債証券	12,000,000	106.96	12,835,970	107.23	12,868,680	4.20
5	113 5年国債	日本	2018/6/20	0.300000	国債証券	12,000,000	100.70	12,084,390	100.95	12,114,720	3.96
6	106 5年国債	日本	2017/9/20	0.200000	国債証券	12,000,000	100.34	12,040,840	100.53	12,063,720	3.94
7	117 5年国債	日本	2019/3/20	0.200000	国債証券	10,000,000	100.29	10,029,000	100.55	10,055,600	3.28
8	341 2年国債	日本	2016/6/15	0.100000	国債証券	10,000,000	100.06	10,006,400	100.14	10,014,500	3.27
9	150 20年国債	日本	2034/9/20	1.400000	国債証券	8,000,000	102.16	8,172,980	103.53	8,282,480	2.71
10	320 10年国債	日本	2021/12/20	1.000000	国債証券	7,000,000	105.25	7,368,130	105.59	7,391,790	2.41
11	324 10年国債	日本	2022/6/20	0.800000	国債証券	7,000,000	103.86	7,270,450	104.19	7,293,300	2.38

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率(%)	種類	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
12	332 10年国債	日本	2023/12/20	0.600000	国債証券	7,000,000	101.07	7,075,320	102.14	7,150,360	2.34
13	105 20年国債	日本	2028/9/20	2.100000	国債証券	6,000,000	116.05	6,963,240	118.21	7,092,780	2.32
14	118 5年国債	日本	2019/6/20	0.200000	国債証券	7,000,000	100.22	7,015,480	100.52	7,036,400	2.30
15	309 10年国債	日本	2020/6/20	1.100000	国債証券	6,000,000	105.28	6,317,190	105.48	6,329,280	2.07
16	328 10年国債	日本	2023/3/20	0.600000	国債証券	6,000,000	101.61	6,096,900	102.46	6,148,140	2.01
17	334 10年国債	日本	2024/6/20	0.600000	国債証券	6,000,000	101.11	6,066,940	101.93	6,115,980	2.00
18	97 5年国債	日本	2016/6/20	0.400000	国債証券	6,000,000	100.61	6,036,960	100.61	6,036,660	1.97
19	339 2年国債	日本	2016/4/15	0.100000	国債証券	6,000,000	100.05	6,003,360	100.12	6,007,740	1.96
20	91 20年国債	日本	2026/9/20	2.300000	国債証券	5,000,000	118.40	5,920,450	119.78	5,989,450	1.96
21	140 20年国債	日本	2032/9/20	1.700000	国債証券	5,000,000	107.36	5,368,150	110.57	5,528,850	1.81
22	325 10年国債	日本	2022/9/20	0.800000	国債証券	5,000,000	103.39	5,169,550	104.16	5,208,400	1.70
23	326 10年国債	日本	2022/12/20	0.700000	国債証券	5,000,000	102.41	5,120,760	103.34	5,167,300	1.69
24	335 10年国債	日本	2024/9/20	0.500000	国債証券	5,000,000	100.59	5,029,910	100.80	5,040,000	1.65
25	102 5年国債	日本	2016/12/20	0.300000	国債証券	5,000,000	100.53	5,026,600	100.59	5,029,700	1.64
26	24 30年国債	日本	2036/9/20	2.500000	国債証券	4,000,000	118.98	4,759,310	122.99	4,919,760	1.61
27	88 20年国債	日本	2026/6/20	2.300000	国債証券	4,000,000	118.24	4,729,960	119.65	4,786,040	1.56
28	70 20年国債	日本	2024/6/20	2.400000	国債証券	4,000,000	117.98	4,719,360	118.83	4,753,200	1.55
29	113 20年国債	日本	2029/9/20	2.100000	国債証券	4,000,000	116.11	4,644,650	118.14	4,725,640	1.54
30	123 20年国債	日本	2030/12/20	2.100000	国債証券	4,000,000	115.15	4,606,080	117.81	4,712,760	1.54

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.41

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

「ブラックロック先進国債券インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況(平成26年11月末現在)

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
国債証券	649,059,976	97.56
内 アメリカ	255,739,415	38.44
内 イタリア	67,531,084	10.15
内 フランス	66,250,667	9.96
内 ドイツ	54,415,794	8.18
内 イギリス	53,365,811	8.02
内 スペイン	37,062,802	5.57
内 ベルギー	17,448,119	2.62
内 オランダ	17,345,539	2.61
内 カナダ	15,073,776	2.27
内 オーストリア	11,926,087	1.79
内 オーストラリア	11,054,941	1.66
内 メキシコ	8,231,424	1.24
内 アイルランド	5,181,299	0.78
内 デンマーク	4,580,020	0.69
内 ポーランド	4,533,703	0.68
内 スウェーデン	3,824,761	0.57
内 フィンランド	3,787,841	0.57
内 マレーシア	3,131,600	0.47
内 南アフリカ	3,091,203	0.46
内 スイス	2,175,471	0.33
内 シンガポール	1,865,683	0.28
内 ノルウェー	1,442,936	0.22
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	16,220,564	2.44
純資産総額	665,280,540	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産(平成26年11月末現在)
投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率(%)	種類	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	US TREASURY N/B 4.875%	アメリカ	2016/ 8 / 15	4.875000	国債証券	14,187,600	108.30	15,366,306	107.60	15,267,134	2.29
2	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.125% 2021/8/15	アメリカ	2021/ 8 / 15	2.125000	国債証券	14,305,830	99.38	14,217,817	101.29	14,491,376	2.18
3	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.5% 2017/07/31	アメリカ	2017/ 7 / 31	0.500000	国債証券	13,951,140	98.66	13,764,329	99.10	13,826,835	2.08
4	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.5% 2019/01/31	アメリカ	2019/ 1 / 31	1.500000	国債証券	13,596,450	99.57	13,538,896	100.55	13,671,910	2.06
5	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1% 2017/03/31	アメリカ	2017/ 3 / 31	1.000000	国債証券	9,576,630	100.47	9,622,310	100.74	9,648,454	1.45
6	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.5% 2016/6/30	アメリカ	2016/ 6 / 30	1.500000	国債証券	9,340,170	101.96	9,523,704	101.83	9,511,655	1.43
7	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2016/11/15	アメリカ	2016/11/15	4.625000	国債証券	8,512,560	108.61	9,245,954	108.03	9,196,203	1.38
8	US TREASURY N/B 4.25%	アメリカ	2017/11/15	4.250000	国債証券	8,276,100	109.72	9,080,739	109.70	9,079,129	1.36
9	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.375% 2018/07/31	アメリカ	2018/ 7 / 31	1.375000	国債証券	8,985,480	100.13	8,998,017	100.62	9,041,639	1.36
10	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 5.125% 2016/5/15	アメリカ	2016/ 5 / 15	5.125000	国債証券	7,212,030	108.39	7,817,696	107.05	7,720,838	1.16
11	FRANCE O.A.T. 3.75%	フランス	2017/ 4 / 25	3.750000	国債証券	7,065,600	109.85	7,762,246	108.93	7,697,052	1.16
12	UNITED KINGDOM GILT 3.75% 2052/7/22	イギリス	2052/ 7 / 22	3.750000	国債証券	6,129,090	116.21	7,123,157	125.41	7,686,614	1.16
13	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2% 2020/09/30	アメリカ	2020/ 9 / 30	2.000000	国債証券	7,566,720	100.10	7,574,484	101.30	7,665,465	1.15
14	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.5% 2017/6/30	アメリカ	2017/ 6 / 30	2.500000	国債証券	7,330,260	104.56	7,664,761	104.44	7,656,090	1.15
15	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.375% 2020/01/31	アメリカ	2020/ 1 / 31	1.375000	国債証券	7,566,720	97.66	7,389,961	98.88	7,482,199	1.12
16	US TREASURY N/B 3.50%	アメリカ	2018/ 2 / 15	3.500000	国債証券	6,502,650	107.75	7,006,896	107.81	7,011,157	1.05
17	FRENCH TREASURY NOTE BTAN 2.5% 2016/7/25	フランス	2016/ 7 / 25	2.500000	国債証券	6,624,000	104.55	6,925,656	104.10	6,896,180	1.04
18	CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.25% 2018/09/01	カナダ	2018/ 9 / 1	1.250000	国債証券	6,774,300	99.16	6,717,593	99.95	6,771,387	1.02
19	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.375% 2019/02/28	アメリカ	2019/ 2 / 28	1.375000	国債証券	6,739,110	99.03	6,673,808	99.92	6,734,392	1.01

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率(%)	種類	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
20	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.25% 2016/3/31	アメリカ	2016/ 3 / 31	2.250000	国債証券	6,502,650	103.15	6,708,133	102.68	6,677,441	1.00
21	BUONI POLIENNALI DEL TES	イタリア	2017/ 8 / 1	5.250000	国債証券	5,888,000	112.95	6,650,672	112.30	6,612,224	0.99
22	UNITED KINGDOM GILT 2.75% 2024/09/07	イギリス	2024/ 9 / 7	2.750000	国債証券	6,129,090	104.53	6,406,901	107.26	6,574,429	0.99
23	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2025/03/01	イタリア	2025/ 3 / 1	5.000000	国債証券	5,152,000	122.73	6,323,270	126.30	6,507,491	0.98
24	BUONI POLIENNALI DEL TES	イタリア	2031/ 5 / 1	6.000000	国債証券	4,563,200	132.99	6,068,736	141.48	6,456,106	0.97
25	DEUTSCHLAND REP 6%	ドイツ	2016/ 6 / 20	6.000000	国債証券	5,888,000	110.54	6,508,646	109.32	6,437,056	0.97
26	SPANISH GOV'T 6%	スペイン	2029/ 1 / 31	6.000000	国債証券	4,563,200	131.46	5,998,828	140.45	6,409,196	0.96
27	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.625% 2018/4/30	アメリカ	2018/ 4 / 30	2.625000	国債証券	6,029,730	104.80	6,319,458	105.06	6,335,015	0.95
28	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.75% 2021/05/01	イタリア	2021/ 5 / 1	3.750000	国債証券	5,446,400	112.98	6,153,609	114.48	6,235,365	0.94
29	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2024/02/15	アメリカ	2024/ 2 / 15	2.750000	国債証券	5,911,500	102.79	6,076,722	104.72	6,190,936	0.93
30	US TREASURY N/B 4.625%	アメリカ	2017/ 2 / 15	4.625000	国債証券	5,556,810	109.77	6,099,877	108.83	6,047,809	0.91

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.56

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

「ブラックロック国内株式インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況(平成26年11月末現在)

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	1,091,144,880	84.65
内 日本	1,091,144,880	84.65
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	197,843,228	15.35
純資産総額	1,288,988,108	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

その他資産の投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引（買建）	197,185,000	15.30
内 日本	197,185,000	15.30

(2) 投資資産(平成26年11月末現在)

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	iシェアーズ日経225	日本	投資信託 受益証券	61,026	14,944.8796	912,026,228	17,880.0000	1,091,144,880	84.65

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 簿価単価及び評価単価は投資信託受益証券の1口当たりの価額です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	84.65

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	日本	大阪証券取引所	日経225先物取引 26年12月	買建	7	120,223,574	122,150,000	9.48
株価指数 先物取引	日本	大阪証券取引所	日経225ミニ先物取引 26年12月	買建	43	74,533,688	75,035,000	5.82

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

「ブラックロック先進国株式インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況(平成26年11月末現在)

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	660,173,393	99.21
内 アメリカ	454,187,198	68.25
内 ドイツ	98,398,134	14.79
内 アイルランド	72,429,653	10.88
内 カナダ	35,158,408	5.28
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	5,275,419	0.79
純資産総額	665,448,812	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリー・ファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザー・ファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産(平成26年11月末現在)

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	iShares Core S&P 500 ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	16,757	23,115.06	387,339,218	24,714.79	414,145,890	62.24
2	iShares EURO STOXX 50 UCITS ETF (DE)	ドイツ	投資信託 受益証券	20,433	4,739.16	96,835,324	4,815.64	98,398,134	14.79
3	iShares FTSE 100 UCITS ETF (DIST)	アイルラ ンド	投資信託 受益証券	58,493	1,244.25	72,780,414	1,238.26	72,429,653	10.88
4	iShares MSCI Pacific ex Japan ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	7,145	5,775.59	41,266,598	5,604.10	40,041,308	6.02
5	iShares S&P/TSX 60 Index ETF	カナダ	投資信託 受益証券	15,334	2,247.52	34,463,573	2,292.83	35,158,408	5.28

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.21

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

「ブラックロック新興国株式インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況(平成26年11月末現在)

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	207,400,496	98.98
内 アメリカ	207,400,496	98.98
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	2,128,165	1.02
純資産総額	209,528,661	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産(平成26年11月末現在)

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	iShares Core MSCI Emerging Markets ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	34,634	5,973.12	206,873,275	5,988.34	207,400,496	98.98

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.98

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

「ブラックロック国内リート・インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況(平成26年11月末現在)

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資証券	969,361,100	99.33
内 日本	969,361,100	99.33
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	6,500,438	0.67
純資産総額	975,861,538	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産(平成26年11月末現在)

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本ビルファンド投資法人	日本	投資証券	144	607,262.06	87,445,738	598,000.00	86,112,000	8.82
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	日本	投資証券	127	589,050.55	74,809,421	585,000.00	74,295,000	7.61
3	日本リテールファンド投資法人	日本	投資証券	247	224,382.74	55,422,539	247,000.00	61,009,000	6.25
4	ユナイテッドアーバン投資法人	日本	投資証券	255	182,099.05	46,435,260	190,700.00	48,628,500	4.98
5	日本プロロジスリート投資法人	日本	投資証券	175	258,618.50	45,258,238	258,700.00	45,272,500	4.64
6	アドバンス・レジデンス投資法人	日本	投資証券	132	264,055.40	34,855,314	290,000.00	38,280,000	3.92
7	日本プライムリアルティ投資法人	日本	投資証券	84	414,836.29	34,846,249	430,500.00	36,162,000	3.71
8	オリックス不動産投資法人	日本	投資証券	215	156,084.16	33,558,096	164,800.00	35,432,000	3.63
9	G L P 投資法人	日本	投資証券	242	133,182.99	32,230,284	136,800.00	33,105,600	3.39
10	フロンティア不動産投資法人	日本	投資証券	48	513,164.93	24,631,917	550,000.00	26,400,000	2.71
11	野村不動産マスターファンド投資法人	日本	投資証券	169	141,573.36	23,925,899	153,900.00	26,009,100	2.67
12	ケネディクス・オフィス投資法人	日本	投資証券	39	630,406.79	24,585,865	655,000.00	25,545,000	2.62
13	森トラスト総合リート投資法人	日本	投資証券	105	198,403.76	20,832,395	224,700.00	23,593,500	2.42
14	アクティブ・プロパティーズ投資法人	日本	投資証券	23	920,726.52	21,176,710	981,000.00	22,563,000	2.31
15	日本ロジスティクスファンド投資法人	日本	投資証券	84	250,975.96	21,081,981	266,600.00	22,394,400	2.29

順位	銘柄	国/地域	種類	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
16	日本アコモデーションファンド投資法人	日本	投資証券	47	408,257.53	19,188,104	469,000.00	22,043,000	2.26
17	ジャパン・ホテル・リート投資法人	日本	投資証券	284	72,858.87	20,691,921	77,200.00	21,924,800	2.25
18	大和ハウス・レジデンシャル投資法人	日本	投資証券	38	483,969.73	18,390,850	541,000.00	20,558,000	2.11
19	森ヒルズリート投資法人	日本	投資証券	120	163,879.01	19,665,482	166,100.00	19,932,000	2.04
20	ジャパンエクセレント投資法人	日本	投資証券	123	146,907.73	18,069,651	155,900.00	19,175,700	1.97
21	野村不動産オフィスファンド投資法人	日本	投資証券	38	492,265.31	18,706,082	495,500.00	18,829,000	1.93
22	産業ファンド投資法人	日本	投資証券	17	949,431.52	16,140,336	1,053,000.00	17,901,000	1.83
23	大和証券オフィス投資法人	日本	投資証券	29	610,226.82	17,696,578	598,000.00	17,342,000	1.78
24	大和ハウスリート投資法人	日本	投資証券	30	520,083.86	15,602,516	528,000.00	15,840,000	1.62
25	東急リアル・エステート投資法人	日本	投資証券	94	154,042.94	14,480,037	159,800.00	15,021,200	1.54
26	福岡リート投資法人	日本	投資証券	63	208,106.28	13,110,696	220,000.00	13,860,000	1.42
27	ヒューリックリート投資法人	日本	投資証券	76	170,591.53	12,964,957	182,100.00	13,839,600	1.42
28	イオンリート投資法人	日本	投資証券	78	147,421.34	11,498,865	171,200.00	13,353,600	1.37
29	積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人	日本	投資証券	103	111,315.27	11,465,473	122,300.00	12,596,900	1.29
30	野村不動産レジデンシャル投資法人	日本	投資証券	17	613,263.35	10,425,477	666,000.00	11,322,000	1.16

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.33

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

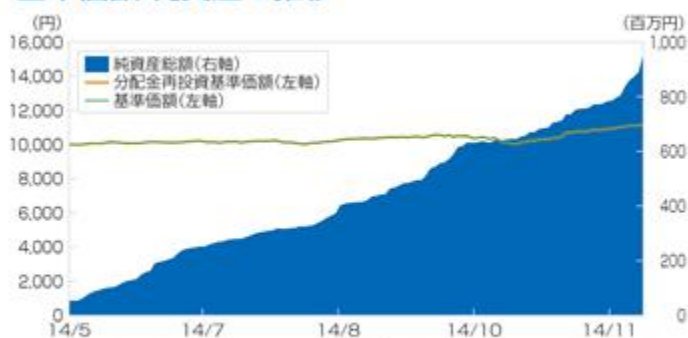
投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

（参考情報）

運用実績（2014年11月28日現在）

基準価額・純資産の推移



※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

資産構成比率(%)

	比率
ブラックロック先進国株式インデックスマザーファンド	41.9
ブラックロック先進国債券インデックスマザーファンド	33.3
ブラックロック国内株式インデックスマザーファンド	5.0
ブラックロック新興国株式インデックスマザーファンド	4.7
ブラックロック国内債券インデックスマザーファンド	4.0
BGISエマージングマーケットローカルカレンジャー債券インデックスポートフォリオ	3.0
ブラックロック国内リートインデックスマザーファンド	1.9
現金等	6.1

※ 比率は対純資産総額。四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

組入上位10銘柄(%)

	銘柄名	国	資産の種類	比率
1	iShares Core S&P 500 ETF	アメリカ	上場投資信託証券	26.1
2	iShares EURO STOXX 50 UCITS ETF (DE)	ドイツ	上場投資信託証券	6.2
3	iShares Core MSCI Emerging Markets ETF	アメリカ	上場投資信託証券	4.7
4	iShares FTSE 100 UCITS ETF (DIST)	アイルランド	上場投資信託証券	4.6
5	iシェアーズ 日経225 ETF	日本	上場投資信託証券	4.3
6	BGISエマージングマーケットローカルカレンジャー債券インデックスポートフォリオ	ルクセンブルグ	外国投資信託受益証券	3.0
7	iShares MSCI Pacific ex Japan ETF	アメリカ	上場投資信託証券	2.5
8	iShares S&P/TSX 60 Index ETF	カナダ	上場投資信託証券	2.2
9	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.125% 2021/8/15	アメリカ	外国債券	0.7
10	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.5% 2017/07/31	アメリカ	外国債券	0.7

※ マザーファンドを通じて実質的に投資をしている有価証券も含まれます。比率は当ファンドの純資産総額に対する実質投資比率です。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません

運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

<訂正前>

(1)~(2)(省略)

(3) 受付時間

(省略)

継続申込期間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入は翌営業日の取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03 - 6703 - 4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

(4)~(6)(省略)

(7) 購入時手数料

a. 購入受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間は1口当たり1円)の1.08%^{*}(税抜1.00%)
を上限として、販売会社が独自に定めることができます。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

* 消費税率が10%になった場合は、1.1%となります。

b. 「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

(8)~(9)(省略)

<訂正後>

(1)~(2)(省略)

(3) 受付時間

(省略)

継続申込期間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入は翌営業日の取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03 - 6703 - 4300 (受付時間 営業日の9 : 00 ~ 17 : 00)

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(4) ~ (6) (省略)

(7) 購入時手数料

a . 購入受付日の翌営業日の基準価額 (当初申込期間は1口当り1円) の1.08% (税抜1.00%) を上限として、販売会社が独自に定めることができます。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

b . 「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

(8) ~ (9) (省略)

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

<訂正後>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。

ファンド名は「iパズル」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンドの受益証券：原則として計算日の基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

国内株式：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

外国株式：原則として、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

国内債券：原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額で評価します。

外国債券：原則として、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額で評価します。

不動産投資信託証券：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

投資信託証券：金融商品取引所（海外取引所を含む）に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場（海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場）で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格（原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格）で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03 - 6703 - 4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(5)【その他】

<訂正前>

ファンドの償還条件等

a. ~ d.（省略）

e . c . の書面決議は議決権を行使することができる投資者の半数以上であって、当該投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

f . c . ~ e . までの規定は、委託会社がファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g . ~ j . （省略）

信託約款の変更

a . （省略）

b . 委託会社は、a . の事項（a . の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c . （省略）

d . b . の書面決議は議決権を行使することができる投資者の半数以上であって、当該投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e . ~ h . （省略）

（省略）

運用報告書の作成

毎期決算後、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にてお届けいたします。

（省略）

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.blackrock.co.jp>

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

（省略）

<訂正後>

ファンドの償還条件等

a . ~ d . (省略)

e . c . の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

f . c . ~ e . までの規定は、委託会社がファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、c . ~ e . までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

g . ~ j . (省略)

信託約款の変更

a . (省略)

b . 委託会社は、a . の事項（a . の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつてはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c . (省略)

d . b . の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e . ~ h . (省略)

(省略)

運用報告書の作成

毎期決算後、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている投資者にお届けいたします。

(省略)

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

（省略）

4【受益者の権利等】

<訂正前>

(4) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該換金または重大な約款の変更等に反対した投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

<訂正後>

(4) 反対者の買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）及び同規則第38条の3並びに第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成26年5月28日から平成26年11月27日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

(3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として

「ブラックロック国内債券インデックス・マザーファンド」、「ブラックロック先進国債券インデックス・マザーファンド」、「ブラックロック国内株式インデックス・マザーファンド」、「ブラックロック先進国株式インデックス・マザーファンド」、「ブラックロック新興国株式インデックス・マザーファンド」及び「ブラックロック国内リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表及び注記表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

1【財務諸表】

中間財務諸表

【みずほインデックス投資戦略ファンド】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

		当中間計算期間末 (平成26年11月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		36,383,781
投資信託受益証券		26,183,367
親投資信託受益証券		836,682,472
派生商品評価勘定		140,492
流動資産合計		899,390,112
資産合計		
		899,390,112
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		6,663,222
未払金		500,000
未払解約金		11,102
未払受託者報酬		71,414
未払委託者報酬		1,735,784
その他未払費用		238,169
流動負債合計		9,219,691
負債合計		
		9,219,691
純資産の部		
元本等		
元本		801,145,825
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		89,024,596
（分配準備積立金）		-
元本等合計		890,170,421
純資産合計		
		890,170,421
負債純資産合計		
		899,390,112

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当中間計算期間 自 平成26年5月28日 至 平成26年11月27日
営業収益	
受取利息	1,644
有価証券売買等損益	88,379,082
為替差損益	24,579,473
営業収益合計	63,801,253
営業費用	
受託者報酬	71,414
委託者報酬	1,735,784
その他費用	238,169
営業費用合計	2,045,367
営業利益	61,755,886
経常利益	61,755,886
中間純利益	61,755,886
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	753,669
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	28,416,897
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,416,897
剰余金減少額又は欠損金増加額	394,518
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	394,518
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	89,024,596

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券及び投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (平成26年11月27日現在)
1 当該中間計算期間の末日 における受益権総数	801,145,825口
2 1口当たり純資産額	1.1111円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 (平成26年11月27日現在)	
1	<p>中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法</p> <p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
4	<p>金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	当中間計算期間末 (平成26年11月27日現在)
期首元本額	54,510,494円
期中追加設定元本額	765,798,362円
期中一部解約元本額	19,163,031円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	当中間計算期間末 (平成26年11月27日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売 建				
	アメリカドル	158,797,550	-	161,783,730	2,986,180
	イギリスポンド	28,662,204	-	29,117,220	455,016
	オーストラリアドル	3,480,200	-	3,514,350	34,150
	カナダドル	10,253,123	-	10,536,320	283,197
	スウェーデンクローナ	1,316,693	-	1,348,100	31,407
	デンマーククローネ	1,561,602	-	1,598,940	37,338
	ポーランドズロチ	1,516,500	-	1,581,750	65,250
	メキシコペソ	1,861,063	-	1,889,550	28,487
ユーロ	111,075,675	-	113,677,380	2,601,705	
合計		318,524,610	-	325,047,340	6,522,730

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック国内債券インデックス・マザーファンド」、「ブラックロック先進国債券インデックス・マザーファンド」、「ブラックロック国内株式インデックス・マザーファンド」、「ブラックロック先進国株式インデックス・マザーファンド」、「ブラックロック新興国株式インデックス・マザーファンド」、「ブラックロック国内リート・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成26年11月27日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「ブラックロック国内債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

	(平成26年11月27日現在)
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,214,566
国債証券	301,236,350
未収利息	616,030
前払費用	81,258
流動資産合計	305,148,204
資産合計	305,148,204
負債の部	
流動負債	
未払金	11,299,550
未払解約金	1,411,382
流動負債合計	12,710,932
負債合計	12,710,932
純資産の部	
元本等	
元本	281,806,888
剰余金	
剰余金又は欠損金()	10,630,384
元本等合計	292,437,272
純資産合計	292,437,272
負債純資産合計	305,148,204

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成26年11月27日現在)
1 当該計算日における受益権総数	281,806,888口
2 1口当たり純資産額	1.0377円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(平成26年11月27日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

(その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(平成26年11月27日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	211,946,624円
同中間計算期間中の追加設定元本額	188,740,814円
同中間計算期間中の一部解約元本額	118,880,550円
同中間計算期間末日の元本額	281,806,888円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
i-mizuho国内債券インデックス	256,660,992円
みずほインデックス投資戦略ファンド	25,145,896円
合計	281,806,888円

- 2 有価証券関係

該当事項はありません。

- 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

「ブラックロック先進国債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

	(平成26年11月27日現在)
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	1,975,286
コール・ローン	28,175,744
国債証券	645,663,044
派生商品評価勘定	6,018
未収利息	4,025,900
前払費用	2,309,785
流動資産合計	682,155,777
資産合計	682,155,777
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	111,168
未払金	20,326,878
未払解約金	1,241,844
流動負債合計	21,679,890
負債合計	21,679,890
純資産の部	
元本等	
元本	528,578,014
剰余金	
剰余金又は欠損金()	131,897,873
元本等合計	660,475,887
純資産合計	660,475,887
負債純資産合計	682,155,777

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成26年11月27日現在)
1 当該計算日における受益権総数	528,578,014口
2 1口当たり純資産額	1.2495円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(平成26年11月27日現在)	
1	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法</p> <p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
4	<p>金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額
の変動及び計算日における元本の内訳

(平成26年11月27日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	199,358,762円
同中間計算期間中の追加設定元本額	717,503,351円
同中間計算期間中の一部解約元本額	388,284,099円
同中間計算期間末日の元本額	528,578,014円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
i-mizuho先進国債券インデックス(為替ヘッジあり)	100,819,638円
i-mizuho先進国債券インデックス(為替ヘッジなし)	174,981,049円
みずほインデックス投資戦略ファンド	252,777,327円
合計	528,578,014円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(平成26年11月27日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	7,257,492		7,222,634	34,858
	イギリスポンド	900,363		901,998	1,635
	メキシコペソ	1,777,965		1,761,767	16,198
	ユーロ	10,624,772		10,569,043	55,729
合計		20,560,592		20,455,442	105,150

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

「ブラックロック国内株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

	(平成26年11月27日現在)
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	178,832,160
投資信託受益証券	1,080,160,200
派生商品評価勘定	701,585
差入委託証拠金	7,128,000
流動資産合計	1,266,821,945
資産合計	1,266,821,945
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	529,999
前受金	1,350,500
未払金	3,193,561
未払解約金	24,779,769
流動負債合計	29,853,829
負債合計	29,853,829
純資産の部	
元本等	
元本	979,402,845
剰余金	
剰余金又は欠損金()	257,565,271
元本等合計	1,236,968,116
純資産合計	1,236,968,116
負債純資産合計	1,266,821,945

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

(1) 株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成26年11月27日現在)
1 当該計算日における受益権総数	979,402,845口
2 1口当たり純資産額	1.2630円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(平成26年11月27日現在)	
1	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法</p> <p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
4	<p>金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

(その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(平成26年11月27日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	1,170,974,056円
同中間計算期間中の追加設定元本額	1,515,004,397円
同中間計算期間中の一部解約元本額	1,706,575,608円
同中間計算期間末日の元本額	979,402,845円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
i-mizuho国内株式インデックス	952,074,406円
みずほインデックス投資戦略ファンド	27,328,439円
合計	979,402,845円

- 2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	(平成26年11月27日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	株価指数先物取引 買建	155,071,500		155,250,000	178,500
合計		155,071,500		155,250,000	178,500

(注) 時価の算定方法

- (1) 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として当計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- (2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- (3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

「ブラックロック先進国株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

	(平成26年11月27日現在)
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	1,522,264
コール・ローン	42,174,048
投資信託受益証券	657,659,761
派生商品評価勘定	10,271
流動資産合計	701,366,344
資産合計	701,366,344
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	55,847
未払金	34,781,178
未払解約金	3,837,956
流動負債合計	38,674,981
負債合計	38,674,981
純資産の部	
元本等	
元本	467,169,973
剰余金	
剰余金又は欠損金()	195,521,390
元本等合計	662,691,363
純資産合計	662,691,363
負債純資産合計	701,366,344

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成26年11月27日現在)
1 当該計算日における受益権総数	467,169,973口
2 1口当たり純資産額	1.4185円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(平成26年11月27日現在)	
1	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法</p> <p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
4	<p>金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額
の変動及び計算日における元本の内訳

(平成26年11月27日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	186,699,811円
同中間計算期間中の追加設定元本額	467,448,883円
同中間計算期間中の一部解約元本額	186,978,721円
同中間計算期間末日の元本額	467,169,973円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
i-mizuho先進国株式インデックス(為替ヘッジあり)	49,785,667円
i-mizuho先進国株式インデックス(為替ヘッジなし)	136,845,930円
みずほインデックス投資戦略ファンド	280,538,376円
合計	467,169,973円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(平成26年11月27日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカドル	23,284,715		23,233,842	50,873
	イギリスポンド	4,391,209		4,401,480	10,271
	カナダドル	2,314,544		2,310,577	3,967
	ユーロ	4,768,302		4,767,295	1,007
合計	34,758,770		34,713,194	45,576	

(注1) 時価の算定方法
為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

「ブラックロック新興国株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

	(平成26年11月27日現在)
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	257,150
コール・ローン	4,335,138
投資信託受益証券	206,155,005
流動資産合計	210,747,293
資産合計	210,747,293
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	7,076
未払金	3,239,577
未払解約金	421,488
流動負債合計	3,668,141
負債合計	3,668,141
純資産の部	
元本等	
元本	158,405,938
剰余金	
剰余金又は欠損金()	48,673,214
元本等合計	207,079,152
純資産合計	207,079,152
負債純資産合計	210,747,293

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成26年11月27日現在)
1 当該計算日における受益権総数	158,405,938口
2 1口当たり純資産額	1.3073円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(平成26年11月27日現在)	
1	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法</p> <p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
4	<p>金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

(その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(平成26年11月27日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	99,746,036円
同中間計算期間中の追加設定元本額	139,722,959円
同中間計算期間中の一部解約元本額	81,063,057円
同中間計算期間末日の元本額	158,405,938円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
i-mizuho新興国株式インデックス	124,177,519円
みずほインデックス投資戦略ファンド	34,228,419円
合計	158,405,938円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(平成26年11月27日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカドル	3,238,838		3,231,762	7,076
合計		3,238,838		3,231,762	7,076

(注1) 時価の算定方法
為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

「ブラックロック国内リート・インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

	(平成26年11月27日現在)
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	35,810,652
投資証券	944,757,300
未収配当金	4,937,077
流動資産合計	985,505,029
資産合計	985,505,029
負債の部	
流動負債	
未払金	24,906,104
未払解約金	9,044,647
流動負債合計	33,950,751
負債合計	33,950,751
純資産の部	
元本等	
元本	757,634,619
剰余金	
剰余金又は欠損金()	193,919,659
元本等合計	951,554,278
純資産合計	951,554,278
負債純資産合計	985,505,029

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成26年11月27日現在)
1 当該計算日における受益権総数	757,634,619口
2 1口当たり純資産額	1.2560円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(平成26年11月27日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

(その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(平成26年11月27日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	431,717,353円
同中間計算期間中の追加設定元本額	636,007,268円
同中間計算期間中の一部解約元本額	310,090,002円
同中間計算期間末日の元本額	757,634,619円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
i-mizuho国内リートインデックス	649,971,826円
国内リートインデックス・ファンド(適格機関投資家限定)	93,700,221円
みずほインデックス投資戦略ファンド	13,962,572円
合計	757,634,619円

- 2 有価証券関係

該当事項はありません。

- 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【みずほインデックス投資戦略ファンド】

(平成26年11月末現在)

【純資産額計算書】

資産総額	1,302,848,223円
負債総額	348,603,252円
純資産総額(-)	954,244,971円
発行済数量	855,740,709口
1単位当たり純資産額(/)	1.1151円

(参考情報)

ブラックロック国内債券インデックス・マザーファンド

(平成26年11月末現在)

純資産額計算書

資産総額	318,884,922円
負債総額	12,719,992円
純資産総額(-)	306,164,930円
発行済数量	294,960,076口
1単位当たり純資産額(/)	1.0380円

ブラックロック先進国債券インデックス・マザーファンド

(平成26年11月末現在)

純資産額計算書

資産総額	694,039,500円
負債総額	28,758,960円
純資産総額(-)	665,280,540円
発行済数量	529,697,667口
1単位当たり純資産額(/)	1.2560円

ブラックロック国内株式マザーファンド

(平成26年11月末現在)

純資産額計算書

資産総額	1,500,485,943円
負債総額	211,497,835円
純資産総額(-)	1,288,988,108円
発行済数量	1,010,106,813口
1 単位当たり純資産額(/)	1.2761円

ブラックロック先進国株式インデックス・マザーファンド

(平成26年11月末現在)

純資産額計算書

資産総額	769,871,822円
負債総額	104,423,010円
純資産総額(-)	665,448,812円
発行済数量	466,839,457口
1 単位当たり純資産額(/)	1.4254円

ブラックロック新興国株式インデックス・マザーファンド

(平成26年11月末現在)

純資産額計算書

資産総額	229,929,072円
負債総額	20,400,411円
純資産総額(-)	209,528,661円
発行済数量	159,337,223口
1 単位当たり純資産額(/)	1.3150円

ブラックロック国内リート・インデックス・マザーファンド

(平成26年11月末現在)

純資産額計算書

資産総額	1,011,677,855円
負債総額	35,816,317円
純資産総額(-)	975,861,538円
発行済数量	765,094,541口
1 単位当たり純資産額(/)	1.2755円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

2【事業の内容及び営業の概況】

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

<訂正後>

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成26年11月末現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	55本	313,075百万円
	単位型株式投資信託	1本	4,566百万円
私募投資信託		71本	2,790,160百万円
合計		127本	3,107,8014百万円

3【委託会社等の経理状況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第26期 (平成25年3月31日現在)	第27期 (平成26年3月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		5,755	9,382
立替金		6	5
前払費用		113	115
未収入金	2	1,001	25
未収委託者報酬		1,208	1,013
未収運用受託報酬		2,566	2,523
未収収益	2	1,329	983
繰延税金資産		373	423
その他流動資産		4	3
貸倒引当金		-	244
流動資産計		12,359	14,231
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	1	1,688	1,551
器具備品	1	479	389
有形固定資産計		2,168	1,940
無形固定資産			
ソフトウェア		10	5
のれん		1,582	1,208
クライアント・リレーションシップ資産		766	460
その他の無形固定資産		3	3
無形固定資産計		2,363	1,677
投資その他の資産			
投資有価証券		-	864
長期差入保証金		958	1,031
前払年金費用		-	216
長期前払費用		43	34
長期未収入金		207	112
繰延税金資産		387	113
投資その他の資産計		1,596	2,373
固定資産計		6,128	5,992
資産合計		18,488	20,223

	第26期 (平成25年3月31日現在)	第27期 (平成26年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	71	67
未払金		
未払収益分配金	1	1
未払償還金	76	75
未払手数料	433	336
その他未払金	6	52
未払費用	2	1,160
未払消費税等	38	66
未払法人税等	200	1,052
賞与引当金	343	415
役員賞与引当金	23	29
早期退職慰労引当金	75	68
流動負債計	2,432	3,075
固定負債		
長期借入金	2,737	2,737
退職給付引当金	12	-
資産除去債務	244	306
固定負債計	2,994	3,044
負債合計	5,426	6,119
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,435	2,435
資本剰余金		
資本準備金	2,316	2,316
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,162	6,162
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,128	5,129
利益剰余金合計	4,464	5,465
株主資本合計	13,062	14,063
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	40
評価・換算差額等合計	-	40
純資産合計	13,062	14,103
負債・純資産合計	18,488	20,223

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

		第26期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第27期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益			
委託者報酬		3,991	4,620
運用受託報酬		7,018	7,676
その他営業収益	1	5,598	7,391
営業収益計		16,608	19,688
営業費用			
支払手数料		1,388	1,559
広告宣伝費		215	288
公告費		2	-
調査費			
調査費		344	349
委託調査費	1	2,718	3,603
調査費計		3,062	3,952
委託計算費		125	107
営業雑経費			
通信費		68	69
印刷費		73	73
諸会費		24	23
営業雑経費計		165	166
営業費用計		4,959	6,076
一般管理費			
給料			
役員報酬		224	476
給料・手当		3,304	3,363
賞与		2,007	2,245
給料計		5,536	6,085
退職給付費用		253	229
福利厚生費		620	631
事務委託費	1	1,015	1,227
交際費		45	35
寄付金		3	5
旅費交通費		184	190
租税公課		95	92
不動産賃借料		700	730
水道光熱費		99	101
固定資産減価償却費		300	316
のれん償却費		632	661
クライアント・リレーションシップ資産償却費		306	306
資産除去債務利息費用		3	3
諸経費		312	367
一般管理費計		10,110	10,985
営業利益		1,537	2,626

	第26期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第27期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業外収益		
為替差益	25	103
還付加算金等	2	0
雑益	11	1
営業外収益計	39	105
営業外費用		
支払利息	115	99
固定資産除却損	6	-
雑損	27	55
営業外費用計	149	155
経常利益	1,428	2,576
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	246	112
事務過誤取引損	445	-
特別損失計	692	112
税引前当期純利益	736	2,463
法人税、住民税及び事業税	177	1,104
法人税等調整額	402	357
当期純利益	156	1,001

(3) 【株主資本等変動計算書】

第26期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成24年4月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162
事業年度中の変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
平成25年3月31日残高	2,435	2,316	3,846	6,162

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益準備金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
平成24年4月1日残高	336	3,972	4,308	12,906	-	-	12,906
事業年度中の変動額							
当期純利益		156	156	156			156
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	-	156	156	156	-	-	156
平成25年3月31日残高	336	4,128	4,464	13,062	-	-	13,062

第27期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成25年4月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162
事業年度中の変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
平成26年3月31日残高	2,435	2,316	3,846	6,162

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益準備金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
平成25年4月1日残高	336	4,128	4,464	13,062	-	-	13,062
事業年度中の変動額							
当期純利益		1,001	1,001	1,001			1,001
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					40	40	40
事業年度中の変動額合計	-	1,001	1,001	1,001	40	40	1,041
平成26年3月31日残高	336	5,129	5,465	14,063	40	40	14,103

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれん及びクライアント・リレーションシップ資産の償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
建物附属設備	608 百万円	820 百万円
器具備品	661 百万円	757 百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
未収収益	381 百万円	484 百万円
未払費用	204 百万円	76 百万円
未収入金	243 百万円	16 百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
当座貸越極度額	1,000 百万円	1,000 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000 百万円	1,000 百万円

（損益計算書関係）

1 関係会社に対する営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
その他営業収益	1,865 百万円	2,728 百万円
委託調査費	379 百万円	548 百万円
事務委託費	125 百万円	122 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,158	-	-	10,158

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,158	-	-	10,158

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

長期借入金は主に運転資金及び過去における経営統合時に必要とされた資金調達です。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	5,755	5,755	-
(2) 未収委託者報酬	1,208	1,208	-
(3) 未収運用受託報酬	2,566	2,566	-
(4) 未収収益	1,329	1,329	-
(5) 長期差入保証金	958	935	23
資産計	11,819	11,796	23
(1) 未払手数料	433	433	-
(2) 未払費用	1,160	1,160	-
(3) 長期借入金	2,737	3,118	381
負債計	4,331	4,712	381

当事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	9,382	9,382	-
(2) 未収委託者報酬	1,013	1,013	-
(3) 未収運用受託報酬	2,523		
貸倒引当金（*）	244		
	2,279	2,279	-
(4) 未収収益	983	983	-
(5) 長期差入保証金	1,031	1,012	18
資産計	14,689	14,670	18
(1) 未払手数料	336	336	-
(2) 未払費用	909	909	-
(3) 長期借入金	2,737	3,065	327
負債計	3,983	4,311	327

（*）未収運用受託報酬に個別に計上している個別貸倒引当金を控除しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負 債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	5,755	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,208	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,566	-	-	-
(4) 未収収益	1,329	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	-	958	-
合計	10,860	-	958	-

当事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	9,382	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,013	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,279	-	-	-
(4) 未収収益	983	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	957	54	20
合計	13,658	957	54	20

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	-	-	-	-	-	2,737
合計	-	-	-	-	-	2,737

当事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	-	-	-	-	-	2,737
合計	-	-	-	-	-	2,737

(有価証券関係)

前事業年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成26年3月31日）

その他有価証券

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他	864	800	64
合計	864	800	64

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務	1,541
(2) 年金資産	1,710
(3) 未積立退職給付債務	168
(4) 未認識過去勤務債務	38
(5) 未認識数理計算上の差異	141
(6) 退職給付引当金	12

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
(1) 勤務費用等	216
(2) 利息費用	17
(3) 期待運用収益	31
(4) 過去勤務債務の費用処理額	4
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	1
(6) 確定拠出年金に係る要拠出額	54
退職給付費用合計	253
(7) 特別退職金	246
合計	499

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

ポイント基準

(2) 割引率

前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1.0%

(3) 期待運用収益率

前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
2.0%

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

(5) 数理計算上の差異の処理年数

発生の翌事業年度から9年で処理しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,541
勤務費用	197
利息費用	14
数理計算上の差異の発生額	26
退職給付の支払額	200
退職給付債務の期末残高	1,580

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
年金資産の期首残高	1,710
期待運用収益	17
数理計算上の差異の発生額	121
事業主からの拠出額	402
退職給付の支払額	200
年金資産の期末残高	2,050

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成26年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,531
年金資産	2,050
	519
非積立型制度の退職給付債務	49
未積立退職給付債務	470
未認識数理計算上の差異	219
未認識過去勤務費用	34
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	216
退職給付引当金	-
前払年金費用	216
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	216

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
勤務費用	197
利息費用	14
期待運用収益	17
数理計算上の差異の費用処理額	16
過去勤務費用の処理額	4
確定給付制度に係る退職給付費用合計	174
特別退職金	112
合計	286

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (平成26年3月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券68%、株式29%及びその他3%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
割引率	1.0%
長期期待運用収益率	1.0%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、55百万円 でありました。

4. 追加情報

当事業年度より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 改正平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 改正平成24年5月17日）を適用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度		当事業年度	
	(平成25年3月31日)		(平成26年3月31日)	
繰延税金資産				
損金計上事務過誤取引	168	百万円	188	百万円
未払費用	197	"	184	"
賞与引当金	125	"	139	"
資産除去債務	87	"	109	"
資産調整勘定	-	"	90	"
未払事業税	21	"	77	"
早期退職慰労引当金	28	"	24	"
退職給付引当金	16	"	17	"
有形固定資産	12	"	2	"
その他	8	"	31	"
税務上の繰越欠損金	443	"	-	"
繰延税金資産合計	1,110	"	867	"
繰延税金負債				
無形固定資産	287	"	163	"
退職給付引当金	12	"	94	"
資産除去債務に対応する除去費用	47	"	43	"
その他有価証券評価差額金	-	"	24	"
その他	3	"	3	"
繰延税金負債合計	350	"	330	"
繰延税金資産の純額	760	"	537	"

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度		当事業年度	
	(平成25年3月31日)		(平成26年3月31日)	
流動資産 - 繰延税金資産	373	百万円	423	百万円
固定資産 - 繰延税金資産	387	"	113	"

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度		当事業年度	
	(平成25年3月31日)		(平成26年3月31日)	
法定実効税率	38.0	%	38.0	%
(調整)				
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.2	"	10.3	"
損金不算入ののれん償却額	32.7	"	10.2	"
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	"	1.5	"
その他	1.1	"	0.6	"
税効果会計適用後の法人税等の負担率	78.8	%	59.4	%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月30日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は、37百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業内容

被取得企業の名称：MGPA Japan LLC

事業の内容：国際プライベート・エクイティ不動産投資顧問業

企業結合を行った理由

不動産投資顧問事業を当社の運用ラインアップに加えることにより、当社の収益源をより多様化させることを目的としております。

企業結合日

平成25年10月5日

企業結合の法的形式

事業譲受

結合後企業の名称

ブラックロック・ジャパン株式会社

取得企業を決定するに至った主な根拠

対価の種類が現金であるため、当該現金を交付した当社を取得企業としております。

(2) 財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成25年10月5日から平成26年3月31日まで

(3) 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	398百万円
取得に直接要した費用	弁護士費用等	91百万円
取得原価（注）		489百万円

（注）当該取得原価は調整される可能性があります。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんのご金額

288百万円（注）

（注）当該のれんのご金額は調整される可能性があります。

発生原因

主として当該企業結合により運用商品の多様化から期待される超過収益力であります。

償却の方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	8百万円
固定資産	272百万円
資産合計	281百万円
流動負債	73百万円
負債合計	73百万円

(6) 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

金額の重要性が乏しいため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
期首残高	240	244
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	23
時の経過による調整額	3	3
見積りの変更による増加額	-	35
期末残高	244	306

4. 当該資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、一部の資産について資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を超過する見込みであることが明らかになったことから、見積もりの変更による増加額を35百万円加算しております。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	3,991	7,018	5,598	16,608

(2) 地域ごとの情報

売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
10,991	4,445	1,171	16,608

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

政府系機関に対するものを除き、営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク	1,865	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	4,620	7,676	7,391	19,688

(2) 地域ごとの情報

売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
11,591	6,300	1,796	19,688

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク	2,728	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・インク	米国 ニューヨーク州	2百万 米ドル	資産運用 会社等の 事業の支 配・管理	(被所有) 間接 100	グローバル 契約の締結	保険金 の受取	229	未収入金	229
親会社	ブラック ロック・ ファイナ ンシャル・マネ ジメン ト・イン ク	米国 ニュー ヨーク州	9,429 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	0	未収収益	381
							受入 手数料	1,865		
							委託 調査費	379	未払費用	204
							事務 委託費	125		

当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラック ロック・ ファイナ ンシャル・マネ ジメン ト・イン ク	米国 ニュー ヨーク州	9,429 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	0	未収収益	484
							その他 営業収益	2,728		
							委託 調査費	548	未払費用	76
							事務 委託費	122		

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラック ロック (シンガ ポール) リミテッド	シンガ ポール	2百万 シンガ ポール ドル	投資 顧問業	なし	運用権限の 再委託等	費用 の立替	734	未収入金	734
							受入手数料	83	未収収益	9
同一の 親会社を 持つ会社	ブラック ロック・イ ンステイ ション・シ ュエーション・トラ スト・カン パニー、エ ヌ、エイ	米国 カリフォ ルニア州	150万 米ドル	投資 顧問業	なし	運用権限の 再委託等	運用 受託報酬	61	未収収益	482
							受入手数料	1,152		
							委託調査費	874	未払費用	123
							事務委託費	48		
同一の 親会社を 持つ会社	ブラック ロック・ ルック ス・フィ ン・コ ・ S.a.r.l.	ルクセン ブルグ 大公国 ルクセン ブルグ市	2百万 米ドル	資産運用 会社等の 事業の支 配・管理	なし	ローン 借入	資金 の返済	2,500	長期 借入金	2,737
							支払利息	115	未払利息	-

当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラック ロック・ ルック ス・フィ ン コ ・ S.a.r.l.	ルクセン ブルグ 大公国 ルクセン ブルグ市	2百万 米ドル	資産運用 会社等の 事業の支 配・管理	なし	ローン 借入	資金 の借入	-	長期 借入金	2,737
							支払利息	99	未払利息	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (5) 保険金の受取条件については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (6) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
- (7) 費用の立替の支払条件については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (8) 長期借入金の期末残高は劣後特約付借入金に係るものであります。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	1,285,919 円 88 銭	1,388,434 円 66 銭
1株当たり当期純利益金額	15,357 円 37 銭	98,560 円 04 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益 (百万円)	156	1,001
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	156	1,001
普通株式の期中平均株式数 (株)	10,158	10,158

【中間財務諸表】

1．中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の中間財務諸表すなわち中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）の中間財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

4．会社法第319条第1項に基づく平成26年11月18日付け臨時株主総会書面決議により、定款を一部変更し、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。

したがって、当事業年度は平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月となっております。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	中間会計期間末 (平成26年9月30日)	
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2	9,837
立替金		6
前払費用		125
未収入金		21
未収委託者報酬		964
未収運用受託報酬		2,454
未収収益		1,024
繰延税金資産		750
その他流動資産		8
流動資産計		15,192
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1	1,458
器具備品	1	350
有形固定資産計		1,808
無形固定資産		
ソフトウェア		2
のれん		857
クライアント・リレーションシップ資産		306
無形固定資産計		1,166
投資その他の資産		
長期差入保証金		1,011
前払年金費用		300
長期前払費用		29
投資その他の資産計		1,342
固定資産計		4,317
資産合計		19,510

(単位：百万円)

中間会計期間末
(平成26年9月30日)

負債の部

流動負債

預り金	153
未払金	
未払収益分配金	1
未払償還金	75
未払手数料	365
その他未払金	28
未払費用	950
未払消費税等	150
未払法人税等	1,005
賞与引当金	1,312
役員賞与引当金	59
早期退職慰労引当金	44
流動負債計	4,147

固定負債

退職給付引当金	50
資産除去債務	303
繰延税金負債	17
固定負債計	371

負債合計

4,519

純資産の部

株主資本

資本金	2,435
資本剰余金	
資本準備金	2,316
その他資本剰余金	3,846
資本剰余金合計	6,162
利益剰余金	
利益準備金	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	6,056
利益剰余金合計	6,393

株主資本合計 14,991

純資産合計

14,991

負債・純資産合計

19,510

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

	中間会計期間	
	(自 平成26年4月1日	至 平成26年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		2,293
運用受託報酬		3,652
その他営業収益		4,066
営業収益計		10,012
営業費用		
支払手数料		776
広告宣伝費		123
調査費		
調査費		167
委託調査費		1,676
調査費計		1,843
委託計算費		48
営業雑経費		
通信費		32
印刷費		43
諸会費		17
営業雑経費計		93
営業費用計		2,884
一般管理費		
給料		
役員報酬		116
給料・手当		1,823
賞与		879
給料計		2,819
退職給付費用		146
福利厚生費		364
事務委託費		646
交際費		20
寄付金		4
旅費交通費		107
租税公課		68
不動産賃借料		389
水道光熱費		49
固定資産減価償却費	1	126
のれん償却額	1	343
クライアント・リレーションシップ資産償却費	1	153
資産除去債務利息費用		1
諸経費		172
一般管理費計		5,413
営業利益		1,714

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業外収益	
受取利息	0
有価証券売却益	142
為替差益	1
雑益	6
営業外収益計	151
営業外費用	
支払利息	49
固定資産除却損	10
営業外費用計	60
経常利益	1,805
特別損失	
特別退職金	69
特別損失計	69
税引前中間純利益	1,736
法人税、住民税及び事業税	983
法人税等調整額	174
中間純利益	927

(3) 中間株主資本等変動計算書

中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
平成26年4月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	5,129	5,465	14,063
中間事業年度中の変動額								
中間純利益						927	927	927
株主資本以外の項目の 中間事業年度中の変動 額（純額）								
中間事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	927	927	927
平成26年9月30日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,056	6,393	14,991

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成26年4月1日残高	40	40	14,103
中間事業年度中の変動額			
中間純利益			927
株主資本以外の項目の 中間事業年度中の変動 額（純額）	40	40	40
中間事業年度中の 変動額合計	40	40	887
平成26年9月30日残高	-	-	14,991

(重要な会計方針)

項目	中間会計期間
	自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日
1. 固定資産の減価償却方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 のれん及びクライアント・リレーションシップ資産の償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。</p>

項 目	中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金の計上方法</p> <p>旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。</p> <p>確定拠出年金制度 確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。</p> <p>確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。</p> <p>(2) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金の計上方法 役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(4) 早期退職慰労引当金の計上方法 早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

中間会計期間末 (平成26年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	854百万円
器具備品	796百万円
2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額	1,000百万円
借入実行残高	-
差引額	1,000百万円

(中間損益計算書関係)

中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	122百万円
無形固定資産	500百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	10,158			10,158
合計	10,158			10,158
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。				

(金融商品関係)

中間会計期間			
自 平成26年4月 1日			
至 平成26年9月30日			
1. 金融商品の状況に関する事項			
(1) 金融商品に対する取組方針			
当社は、資金運用については短期的な預金等及び投資信託に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。			
(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制			
営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。			
営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。			
営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。			
2. 金融商品の時価等に関する事項			
平成26年9月30日（中間期の決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。			
（単位：百万円）			
	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
現金・預金	9,837	9,837	-
未収委託者報酬	964	964	-
未収運用受託報酬	2,454	2,454	-
未収収益	1,024	1,024	-
長期差入保証金	1,011	999	12
資産計	15,292	15,279	12
未払手数料	365	365	-
未払費用	950	950	-
未払法人税等	1,005	1,005	-
負債計	2,321	2,321	-
(注)			
金融商品の時価の算定方法に関する事項			
現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益			
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。			
長期差入保証金			
事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。			
未払手数料、未払費用、未払法人税等			
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。			

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

中間会計期間	
自	平成26年4月 1日
至	平成26年9月30日
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1.	当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2.	当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3.	当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減
	期首残高 306 百万円
	時の経過による調整額 1 百万円
	資産除去債務の履行による減少額 5 百万円
	中間会計期間末残高 <u>303</u> 百万円

(セグメント情報等)

中間会計期間											
自	平成26年4月 1日										
至	平成26年9月30日										
1.	セグメント情報 当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。										
2.	関連情報 製品及びサービスに関する情報										
	(単位：百万円)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>委託者報酬</th> <th>運用受託報酬</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部顧客 営業収益</td> <td>2,293</td> <td>3,652</td> <td>4,066</td> <td>10,012</td> </tr> </tbody> </table>		委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計	外部顧客 営業収益	2,293	3,652	4,066	10,012
	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計							
外部顧客 営業収益	2,293	3,652	4,066	10,012							
	地域に関する情報										
	(1) 売上高										
	(単位：百万円)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日本</th> <th>北米</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,390</td> <td>3,538</td> <td>1,084</td> <td>10,012</td> </tr> </tbody> </table>	日本	北米	その他	合計	5,390	3,538	1,084	10,012		
日本	北米	その他	合計								
5,390	3,538	1,084	10,012								
	(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。										
	(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。										
	主要な顧客に関する情報 営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。										
	(単位：百万円)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相手先</th> <th>営業収益</th> <th>関連する セグメント名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク</td> <td>1,652</td> <td>投資運用業</td> </tr> <tr> <td>ブラックロック・ファンド・アドバイ ザーズ</td> <td>1,078</td> <td>投資運用業</td> </tr> </tbody> </table>	相手先	営業収益	関連する セグメント名	ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク	1,652	投資運用業	ブラックロック・ファンド・アドバイ ザーズ	1,078	投資運用業	
相手先	営業収益	関連する セグメント名									
ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク	1,652	投資運用業									
ブラックロック・ファンド・アドバイ ザーズ	1,078	投資運用業									

(デリバティブ取引関係)

中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日
当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日	
1株当たり純資産額	1,475,814円78銭
1株当たり中間純利益	91,334円86銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎 損益計算書上の中間純利益	927百万円
1株当たり中間純利益の算定に 用いられた普通株式に係る中間純利益 期中平均株式数	927百万円 10,158株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

< 訂正後 >

(1) 受託会社

- ・ 名称 : みずほ信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 : 247,369百万円（平成26年3月末現在）
- ・ 事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

- ・ 名称 : 資産管理サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 : 50,000百万円（平成26年3月末現在）
- ・ 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） （平成26年3月末現在）	事業の内容
株式会社みずほ銀行	1,404,065	銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでおります。

(3) 投資顧問会社

- ・ 名称 : ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ。（BlackRock Institutional Trust Company, N.A.）
- ・ 資本金の額 : 1,500,000米ドル（円貨換算^{*} 154百万円、平成26年3月末現在）
* 米ドルの円換算は、平成26年3月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=102.93円）によります。
- ・ 事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年1月14日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほインデックス投資戦略ファンドの平成26年5月28日から平成26年11月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほインデックス投資戦略ファンドの平成26年11月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年5月28日から平成26年11月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月30日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 星 知子 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若林 亜季 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月10日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員	公認会計士 星 知子 印
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 若林 亜希 印
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成26年4月1日から平成26年12月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。